



島根県報

平成21年6月2日（火）

第2,090号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障害者福祉課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	2
保安林の指定の解除	（森林整備課）	2
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に係る公聴会の開催	（　　　　　）	3
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	3

【訓 令】

御部ダム操作規則の一部改正	（河 川 課）	3
---------------	---------	---

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（下水道推進課）	4
------------------	----------	---

【特定調達公告】

島根県行政ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の実施	（会 計 課）	4
---------------------------------	---------	---

【正 誤】

平成21年3月31日付け島根県報号外第70号中	（義務教育課）	7
-------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第438号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
比津が丘まつい薬局	松江市比津町472-1	平成21年5月1日
おおつ薬局	出雲市大津町1707-3	平成21年5月1日

島根県告示第439号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
江の川薬局	江津市江津町1016-41	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年5月1日
スイング島前薬局	隠岐郡西ノ島町美田2068-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年5月1日

島根県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、揖屋干拓地土地改良区の定款変更を平成21年5月22日付けで認可した。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

大田市三瓶町多根字天井原1121-1・1122-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第442号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第6項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条第2項の規定により告示する。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月 日	時 間	場 所	案 件
6月25日	19時から	浜田市弥栄町長安本郷554番地1 弥栄多目的研修施設（弥栄会館）	弥栄キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定 について

島根県告示第443号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認 証 年 月 日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成19年度～20年度	68枚	1冊	折居8	平成21年5月21日
浜田市	平成13年度～20年度	6枚	1冊	折居3-2	平成21年5月21日
浜田市	平成19年度～20年度	164枚	1冊	栃木③	平成21年5月21日
浜田市	平成19年度～20年度	88枚	1冊	木都賀③	平成21年5月21日

訓

令

島根県訓令第10号

土 木 部
浜田県土整備事務所

御部ダム操作規則（平成2年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第10条第2号中「御部ダム操作細則（平成18年3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）で」を「知事が別

に」に改める。

第11条第1号及び第18条から第23条までの規定中「細則で」を「知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年6月2日から施行する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

雲南都市計画下水道 雲南市公共下水道（名称の変更）

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

雲南都市計画下水道 加茂中都市下水路（名称の変更）

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称及び予定数量

島根県行政ネットワーク用パソコン 369台

(2) 調達する物品の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から平成21年9月4日まで

(4) 納入期限

平成21年9月4日

(5) 納入場所

島根県内とし、詳細は入札説明書のとおり

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類1（文具・事務用機器類）、中分類（4）（情報処理機器）の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件である。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 入札は、パソコン1台当たりの単価で行う。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成21年7月3日（金）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間及び開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成21年7月8日（水）午前11時から平成21年7月13日（月）午前11時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時 平成21年7月13日（月）午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎1階

出納局会計課用度グループ 電話0852-22-5336 ファクシミリ0852-22-5963

ウ 郵便による入札については、平成21年7月13日（月）午前11時まで（必着）に、イの場所に書留郵便により郵送すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年7月13日（月）午後2時

イ 場所 (2)イの場所

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成21年7月3日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成21年7月3日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

5(2)イの場所

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書による。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied:

Personal Computer for Shimane Prefectural Network: 369 computers

(2) Period for submission of tender:

From 8 July 2009, 11:00 to 13 July 2009, 11:00

(Deadline for submission of tender by registered mail: 13 July 2009, 11:00)

(3) Contact Point:

Supply Group

Accounting Division

Bureau of the Treasury

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi

Matsue-shi

Shimane-ken

690-8501

JAPAN

TEL : 0852-22-5336

FAX : 0852-22-5963

正**誤**

平成21年3月31日付け島根県報号外第70号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	下から9	表彰及び優れた教育活動表彰規程（平成19年島根県教育委員会訓令第8号）に基づく表彰	表彰